

【議題 1】 地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所について **【承認事項】**

承認には、地域包括支援センターが公正中立の立場で委託を実施しているかの判断が必要である。なお、平成 17 年度地域包括支援センター運営協議会において、「年数回の運営協議会での事前承認は難しいため、過度に委託先が偏っていないか判断の上、豊田市が随時決定し、運営協議会の事後承認を受ける」とされている。

1 新規に委託契約を締結した事業所（令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月）

該当なし

2 委託の偏りについて（P2～3 参照）

事後承認内容：地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援について、委託件数の 50% 以上を占める居宅介護支援事業所への委託に正当な理由があると認められるため、公正中立の立場で委託を実施していることの承認

計算方法：(最大委託件数/全委託件数) %

最大委託件数：委託先の中で最も件数が多い事業所の委託件数

基準：介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていない
(50%以上の場合は、正当な理由を記載)

3 参考（承認の根拠）

豊田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
(運営協議会の所掌事務)

第 3 条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の承認に関する事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

④ センターが介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	全委託件数	最大委託件数	割合 (%)	50%以上の理由
いなぶ包括支援センター	いなぶ介護支援事業所	3	3	100.0	
みのり園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター-豊田南 居宅介護支援事業所	2	2	100.0	
地域包括支援センター-藤岡の楽園	ふじのさと介護プランセンター	1	1	100.0	委託先が僅少のため
笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所笑いの家	8	7	87.5	
ふくしの里包括支援センター	ナイスプランふくしの里	4	3	75.0	
石野の里地域包括支援センター	石野の里ケアプランセンター	3	2	66.7	
足助地域包括支援センター	足助病院 介護保険相談室	27	18	66.7	利用者希望のため
ふじのさと包括支援センター	ふじのさと介護プランセンター	5	3	60.0	
つつみ園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター-豊田南 居宅介護支援事業所	11	6	54.5	
ひまわり邸地域包括支援センター	ひまわり邸ケアプランセンター	21	11	52.4	
豊田厚生地域包括支援センター	第2とよた苑居宅介護支援事業所	6	3	50.0	委託先が僅少のため
地域包括支援センター-益富の楽園	グッドライフデザイン 烏山診療所居宅介護支援事業所	2	1	50.0	
豊田福寿園地域包括支援センター	ベネッセ介護センター-春日井 幸の風ケアプランセンター	2	1	50.0	

①介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業所	全委託件数	最大委託件数	割合(%)	50%以上の理由
まどいの丘包括支援センター	スマイリングSPREAD	2	2	100.0	委託先が僅少のため
地域包括支援センターくらがいがけ	メグリア ケアプラン野見山	2	2	100.0	
ふじのさと包括支援センター	ケアプランセンターゆう	1	1	100.0	
石野の里地域包括支援センター	石野の里ケアプランセンター	1	1	100.0	
豊田厚生地域包括支援センター	ケアプランGSP	1	1	100.0	
豊田地域ケア支援センター	ケアプラン高岡	1	1	100.0	
笑いの家地域包括支援センター	居宅介護支援事業所笑いの家	7	5	71.4	
みなみ福寿園地域包括支援センター	居宅介護支援事業所ブルーム	6	3	50.0	
つつみ園地域包括支援センター	ライフサポート介護センター豊田南 居宅介護支援事業所		1		
	居宅介護支援事業所ブルーム	2	1	50.0	
ふくしの里包括支援センター	P-BASE ナイスプランふくしの里		1		
		2	1	50.0	

② 指定介護予防支援

【議題2】令和8年度 豊田市地域包括支援センター事業運営方針（承認事項）

豊田市地域包括支援センター事業運営方針については、以下のとおり定める。

地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）、基幹包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、地域型センター及び基幹型センターの業務が円滑かつ効率的に実施できるように運営方針を定める。

地域型センター及び基幹型センターは、以下の方針に沿って、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントを始めとする業務を行う。

《重点方針》

介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける高齢者の相談窓口として、地域住民とともに地域ネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行う。

- 包括的及び継続的な支援を行うためのネットワーク構築機能の強化
- 個別支援に関する能力の強化（ケアマネジメント能力の向上、地域型センター運営受託法人を含めた人材育成の実施及び知識・技術の補完による能力強化）
- 総合的な認知症施策のさらなる推進に向けた認知症地域支援推進員の活動強化

《方針項目》

- 1 地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 地域型センター及び基幹型センター基本方針
- 3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針
- 4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針
- 5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針
- 6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針
- 7 ケアマネジメント支援の実施方針
- 8 地域ケア会議の運営方針
- 9 認知症に関する取組方針
- 10 市との連携方針
- 11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針
- 12 公正・中立性確保のための方針
- 13 運営協議会において提言された内容への対応
- 14 苦情対応に関する方針
- 15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針
- 16 職員の人材育成に関する方針

1 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者等が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスの5つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援に努める。

2 地域型センター及び基幹型センター基本方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する。
- (2) 基幹型センターは、地域型センターのニーズを把握し、地域型センターが円滑に事業の実施ができるように適切な支援を実施する。なお、基幹型センターの主な機能としては、「後方支援」「企画・研修機能」「目標管理機能」「課題集約・提言機能」等を有するものとする。
- (3) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 市の方針である、豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき事業を遂行する。
 - イ 「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
 - ウ 担当地区の特性や住民特性等の実情に応じた対応を行う。
 - エ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の包括的支援事業等に従事する専門職が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動する。
 - オ 高齢者に包括的にサービス等が提供されるネットワークを構築する。
 - カ 住民の相談に懇切丁寧に対応し、関係者等とのネットワークを活用し、支援する。
 - キ 高齢者本人の選択を重視するとともに、本人や家族の思いを理解して支援を行う。
 - ク 介護予防・健康づくりに通じる社会参加を進める。
 - ケ 住民や高齢者を含めた多様な担い手による支え合いの体制づくりを推進する。
 - コ 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を踏まえた切れ目のない医療・介護の連携を推進する。

3 担当地区ごとのニーズに応じた事業運営方針

- (1) 地域型センターは、担当地区の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、地区の実態やニーズ、そこから把握される課題を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 関係機関等と協力し、担当地区の実態やニーズを常に把握できる体制を整備する。
 - イ 認知症及びひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の実態とニーズの把握に重点的に取り組む。

ウ 把握した担当地区のニーズや課題等に沿った事業計画を策定し、事業に取り組む。

4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、あらゆる機会を通じて関係機関等との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワークの構築を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア ネットワーク構築のために、地域の住民や協力機関、関係機関と担当地区の実態や課題等の情報共有を行う。
 - イ 地域ケア会議の開催や多職種が集まる研修会への積極的な参加等により、ネットワークの構築を図る。
 - ウ 関係機関等と連携・協力し、複合的な課題を抱えている世帯を支援する。

5 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の基本方針

- (1) 地域型センターは、高齢者の介護予防及び日常生活支援のため、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 高齢者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行う。
 - イ 援助にあたっては、介護予防手帳の活用などにより、高齢者本人の意欲を引き出し、主体的な取り組みを促すことに留意し、セルフマネジメントの推進を図る。
 - ウ 国・県・市等からの最新情報の把握及び各種研修への参加などにより、ケアマネジメント能力の向上に努める。

6 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託に関する方針

地域型センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図ると共に、委託後も情報共有、連携に留意し、高齢者の地域での暮らしに対する総合的な支援に努める。

7 ケアマネジメント支援の実施方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、介護支援専門員等のニーズや課題を把握し、介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境を整備するとともに、介護支援専門員等の個別ケアマネジメントに対する支援を行う。
- (2) 以下の視点をもって活動する。

- ア 介護支援専門員等への関係機関や多職種に関する情報提供や、意見交換の場等を活用した介護支援専門員等と関係機関・多職種との関係づくりなどを行い、連携体制の構築を支援する。
- イ 介護支援専門員等の相互のネットワーク構築のため、定期的に情報交換会を開催する。
- ウ 介護支援専門員等の実践力向上のために必要な研修や事例検討会、地域ケア個別会議等を開催する。
- エ 介護支援専門員等が相談しやすい環境や体制を確保する。
- オ 介護支援専門員等の個別事例に対し、ニーズに沿って必要な支援を行う。
- カ 介護支援専門員等に対する支援・指導能力の向上に努める。

8 地域ケア会議の運営方針

- (1) 地域ケア会議は、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会、地域ケア推進会議から構成される。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会においては、医療・介護の専門職と関係機関・地域支援者が連携して、ケアマネジメント支援や地域支援ネットワークの構築につなげる。
 - イ 多職種で自立支援を考える会においては、ケーススタディの積み重ね等により、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上に努める。
 - ウ 地域型センターは、地域ケア個別会議と多職種で自立支援を考える会の個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、課題解決に向けた取組を実施する。
 - エ 基幹型センターは、地域型センターが把握した地域課題等を集約し、地域ケア推進会議における課題解決のための協議につなげる。

9 認知症に関する取組方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、認知症（若年性認知症を含む）になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員・チームオレンジコーディネーターの役割を包括的に有しながら、認知症に関する取組を行う。なお、事業の企画・調整においては、認知症の人本人の視点や新しい認知症観を踏まえるとともに、本人支援と家族支援の一体的支援を意識した取組に努める。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 認知症に関する啓発と相談支援を行う。
 - イ 認知症初期集中支援チームや関係機関とのネットワークを構築する。
 - ウ 認知症に関する事業の企画・調整を行う。
 - エ 認知症高齢者等の見守り支援を行う。
 - オ 認知症の人の家族に対する支援を行う。

力 地域や企業と連携し、認知症の人の社会参加や、チームオレンジに関する支援を行う

10 市との連携方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、あらゆる委託業務の運営において常に市と連携し、「報告・連絡・相談」の徹底を図り、情報の共有を行う。
- (2) 地域型センター及び基幹型センターは、行政機関の権限行使（措置、成年後見制度市長申立て、高齢者虐待防止法による立入調査、警察への援助要請等）に協力・連携する。
- (3) 地域型センター及び基幹型センターは、業務実施に当たり必要な個人情報の共有の方針や共有する情報の範囲について、市と協議・確認する。
- (4) 市は、地域型センター及び基幹型センターの業務実施に必要な情報提供や支援を行う。

11 地域型センターと基幹型センターとの連携方針

- (1) 地域型センターは、地域課題や目標等を基幹型センターと共有し、相互に連携することで課題解決に向けた効果的な取組を行う。
- (2) 基幹型センターは、28か所の地域型センターを統括し、必要な支援を実施する。

12 公正・中立性確保のための方針

- (1) 地域型センター及び基幹型センターは、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、包括的支援事業のみならず、第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援においても、常に地域社会、その他関係機関からの信頼を損なうことがないよう、事業の実施に当たっては公正・中立の立場を確保しなければならない。
- (2) 以下の視点をもって活動する。
 - ア 公正・中立性に配慮して、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介する。なお、経緯については記録に残すものとする。
 - イ 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないようにする。

13 運営協議会において提言された内容への対応

市、地域型センター及び基幹型センターは、地域包括支援センター運営協議会において提言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止めて、適切な事業の実施に努める。

14 苦情対応に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、住民等からの苦情に対応するための適切な体制を確保する。苦情を受け付けた場合は、その内容や対応について記録をするとともに、関係者間で情報を共有し、再発防止に努める。

15 相談者の個人情報及び情報セキュリティ等に関する方針

地域型センター及び基幹型センターは、個人情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別に市が示す「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。また、適切な相談スペースの確保やプライバシーに配慮した対応に努める。

16 職員の人材育成に関する方針

- (1) 地域型センターの職員は、市及び基幹型センターが提供する研修計画に沿った研修に積極的に参加し、知識や専門性の向上に努める。
- (2) ブロック協力事業を活用し、地域型センターの枠を超えて職員相互が学び合う風土を醸成する。
- (3) 地域型センターの運営受託法人は、組織全体で職員の人材育成に取り組む。

【議題3】高齢者人口減少地区における職員配置の運用について

1 包括支援センター職員配置について

地域包括支援センターの職員配置は、市条例（国基準）で定めた基準に加配する形で、別途、地域包括支援センター運営要綱に各センターで配置できる職員数を定めている。（※高齢者年齢人口は10月1日時点のものを使用している。）

第1号被保険者数(高齢者人口)※	職員数
1,500 人未満	3 人
1,500 人以上 3,000 人未満	4 人
3,000 人以上 6,000 人未満	5 人
6,000 人以上 8,500 人未満	6 人
8,500 人以上	7 人

2 現状と懸念事項

(1) 高齢者人口と包括支援センターの業務量

- ・ 全28地区のうち5地区で高齢者人口が減少傾向にある。
- ・ 上記の地区においても、高齢者人口が一時的に増加するケースも見られる。
- ・ 業務量として相談件数やケアプラン請求数は維持もしくは微増の傾向にあり、直ちに業務量が減少に転じない。

(2) 包括支援センター運営の状況

- ・ 委託業務を継続して受託している実情を踏まえると、短期間で職員数を増減させるのは、雇用調整上難しい。
- ・ 特に減員する場合、雇用調整期間と減員後の業務実施に備えるための猶予が必要。

3 対応（案）

(1) 考え方

高齢者人口の減少に伴い職員の配置数が変更となる場合は、人口区分の状況を確認するため、委託先の人員調整や減員の準備のために減員実施までに一定の期間を設ける。

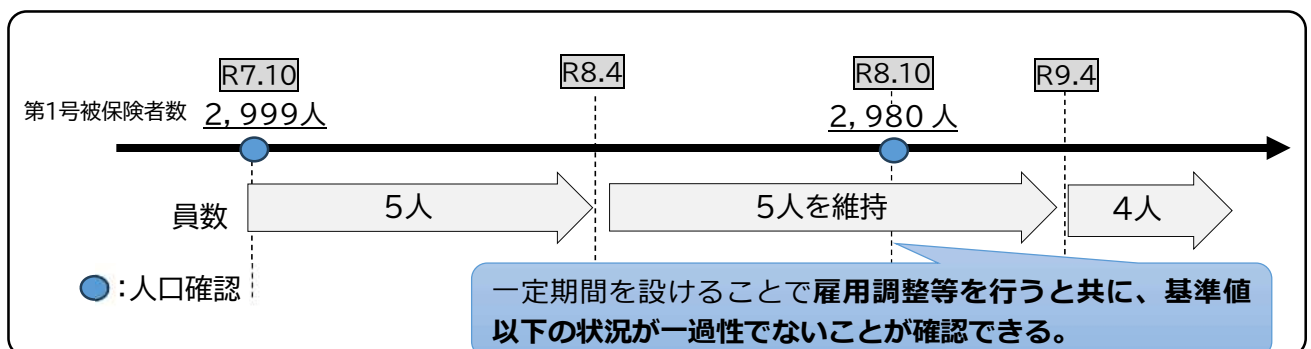
(2) 具体的対応

ア 豊田市地域包括支援センター運営要綱の一部改正による対応

対応として、要綱第9条第2項に次の但し書きを追加する

（2）前号の要件を満たしたうえで、委託業務を円滑に実施するために別表第2のとおり条例規定員数を超えて配置することができるものとする。ただし、当該年度に第1号被保険者数が従前より減少し配置職員数の区分に変更がある場合にあっては、翌年度まで別表第2の従前区分に応じた配置職員数を置くことができるものとする。

イ 実際の運用のイメージ



4 備考

将来の人口構造の変化に合わせた人員配置の在り方については、今後、運営協議会にて協議を実施する。

＜参考資料＞

【参考1】人口動態

(1) 減少傾向にある地区の状況について

	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.10.1
豊田市 全 域	100,034 (47,620)	100,919 (50,516)	101,582 (53,653)	102,610 (56,836)	103,219 (59,073)
足助 地区	3,064 (1,621)	3,035 (1,619)	3,020 (1,657)	3,020 (1,704)	2,984 (1,730)
旭 地区	1,162 (639)	1,139 (655)	1,134 (667)	1,130 (683)	1,116 (689)
稲武 地区	1,082 (614)	1,071 (599)	1,058 (612)	1,034 (605)	1,011 (619)
小原 地区	1,384 (701)	1,360 (710)	1,358 (734)	1,371 (777)	1,346 (767)
美里 地区	5,617 (2,906)	5,596 (3,065)	5,531 (3,277)	5,510 (3,506)	5,516 (3,640)

一時的に増加
が発生する
ケースも

() は後期高齢者人口

(2) 職員の減員を伴う地区の人口動態

足助地区における人口動態と内訳について

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※	令和9年度	令和10年度	令和11年度
65歳以上	3,020	3,020	2,984	2,956	2,926	2,896	2,847
75歳以上	1,657	1,704	1,730	1,758	1,786	1,813	1,807

※令和8年度以降は第9期計画の人口予測を基に推計

【参考2】減員対象地区の状況（業務量の検証）

令和6年度における相談件数等の比較

◆相談人数（人）

地区名	足助地区		豊田市全域	高齢者数 同等地区※2	後期高齢者数 同等地区※3
	配置5の場合	配置4の場合			
職員当たりの人数（1か月）	17.6	22.1	40.8	32.5	36.8
		ピーク時※1	23.4		

◆ケアプラン数（請求数）

地区の別	足助地区		豊田市全域	高齢者数 同等地区※2	後期高齢者数 同等地区※3
	配置5の場合	配置4の場合			
職員あたりの件数（1か月）	33.0	41.3	34.2	28.2	26.0
		ピーク時※1	43.7		

※1 R6実績(配置4の場合)に主要相談層の後期高齢者人口の伸び率(1.06倍)を乗じて算出

※2 高齢者数2,500人～3,500人程度の地区の状況

※3 後期高齢者数1,500人～2,500人程度の地区の状況

- ◎ 足助地区では、相談人数は他地区よりも少なく、ケアプラン数は他地区よりも多い。
- ◎ ケアプラン作成業務を主とする、居宅介護支援事業所の職員1人あたりプラン数上限（利用者全員が要支援者の場合は132件）と比較すると、足助地区では1/3程度となり、総合相談の状況とあわせても減員に対応できると考えられる。